

# 医療費削減のために皆様のご協力をお願いします！



## ◆医療機関の窓口で支払うのは医療費の一部です

病気やケガをしたときは、医療機関に組合員証等を提示して、受診後に医療費の自己負担分を支払います。自己負担分は医療費の一部(1~3割)にすぎず、医療機関は残りの医療費(9~7割)を共済組合に請求しています。医療機関へ支払う共済組合の財源は皆様の掛金で賄われています。

### 医療費内訳

共済組合の負担分(9~7割)

自己負担分(1~3割)

## ◆医療機関のかかり方を見直していただくことで削減できる医療費があります

同じ病気でいくつもの医療機関を受診すると、同じ検査を繰り返すため検査料を重複して支払うことになり負担が大きくなります。緊急や急病でなく休日や時間外に受診すると、休日や時間外の割増し料金が加算され、自己負担分も共済組合の負担分も増額します。

「治らない」「便利だから」など理由は様々と思いますが、受診の仕方を工夫したり、かかりつけ医を見つけることで疑問が解決したり、体の負担を軽減することができ医療費削減にも繋がります。ご理解とご協力をお願いいたします。

### ◆このような医者がおすすめ◆

- 自宅または職場の近く。
- 患者一人あたりの診療時間を十分にとっている。
- 病状や治療法を患者が理解できる言葉で説明してくれる。
- 次は、いつなら来られるのか聞いてくれる。決定が一方的でない。
- むやみに薬を出さないで、処方した薬について説明してくれる。
- 紹介してくれる病院がある。